

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

亀 岡 市
株式会社 カインズ

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

亀岡市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、亀岡市内に災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部のいずれかを設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2. 乙は、要請による物資と数量について、応じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、別に定める「災害協定に基づく物資要請リスト」に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（要請手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、原則として別に定める「災害協定物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2. 甲と乙は、連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、別に定める「物資供給報告書」により、速やかに甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第 6 条 生活物資の引渡場所は甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

- 第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

(費用の請求及び支払い)

- 第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、請求書をもって甲に請求するものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

- 第9条 協定締結後、甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を別に定める「連絡責任者届」により速やかに相手方に報告するものとし、その内容に変更があった場合についても、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲と乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 1 2 月 3 日

甲 京都府亀岡市安町野々神 8 番地

亀岡市長 桂 川 孝 裕

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号
株式会社カインズ

代表取締役社長 高 家 正 行